

市立図書館 4月5日からご利用できます

図書館は、3月末に空調設備改修工事を終了し、4月5日(木)に再開いたします。

皆様には長期間にわたり、大変ご迷惑をおかけしましたが、現在図書館では再開への準備を進めておりますので、今しばらくご協力をお願いいたします。

なお、再開準備のため、3月19日(月)から4月4日(水)の間、文化資料館で行っている予約貸出などの業務を休止いたしますので、ご理解をお願いいたします。

☎図書館 ☎931 - 1181、FAX931 - 1081

◆予約貸出などの業務休止期間◆

3月19日(月)から4月4日(水)まで

図書館ホームページも休止いたします。返却用のブックポストはいつでもご利用いただけます。

◆再開後の貸出◆

通常に戻ります。

- 貸出点数 / 1人10点まで
- 貸出期間 / 2週間



会議の公開情報

第4回向日市中小企業支援・事業所誘致条例検討委員会

本市地域経済活性化のため、中小企業支援と事業所誘致に関する条例制定に向け、検討を行います。

- 日時 / 3月22日(木) 午後2時～
- 場所 / 市民会館
- 内容 / 条例に盛り込む内容 など

☎産業振興課 商工観光係 (内線239)

☐ いずれの会議も ☐

- 傍聴の定員 / 10人

※傍聴を希望される方は、会議開始10分前までに会場にお越しください。定員を超えた場合、抽選で傍聴者を決定します。

※傍聴者は、会議での発言はできません。

第5回向日市総合計画等外部評価委員会

第5次向日市総合計画の進捗状況などについて、市民の視点に立って評価を行います。

その結果は、総合計画の効率的かつ効果的な推進に反映させていきます。

- 日時 / 3月28日(水) 午後2時～
- 場所 / 市役所 大会議室
- 内容 / 評価の判定

☎企画調整課 (内線277)

子ども手当 申請はお済みですか

平成23年10月から、子ども手当の制度が変更になりました。このため、子ども手当支給対象者の方(0歳～中学校修了までの子どもがいる世帯)はあらためて子ども手当の請求手続きをしていただく必要があります。

子ども手当を受給されていた方には、平成23年10月下旬に申請書をお送りしておりますので、手続きがお済みでない方は、ご確認の上、手続きをしてください。提出期限は3月31日(郵送の場合は当日消印有効)です。期限までに申請されなかった場合は、申請の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

※平成24年4月以降については、あらためてお知らせします。

☎子育て支援課 子育て支援係 (内線349)

保育所 アルバイト看護師募集

- 対象 / 看護師免許取得者
- 業務内容 / 保育所入所児の健康管理
- 勤務時間 / 月～金曜日の午前9時～午後1時
- 募集人数 / 1人
- 勤務場所 / 向日市立保育所
- 時間給 / 1,100円
- 申込み / 市販の履歴書に必要事項を記入、写真を貼付し、看護師資格証明書(写し)を添えて子育て支援課へ。

☎子育て支援課 保育係 (内線360)

考えよう『人権』

② 同和問題を正しく理解しましょう

同和問題は、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、日常生活の中でさまざまな差別を受けるという重大な社会問題です。

現代の同和地区・被差別部落に対する差別や偏見は、封建時代に、民衆を支配する手段としてつくられた封建的身分制度に始まると言われています。

封建時代につくられた差別であるにもかかわらず、現代でも同和地区・被差別部落への偏見が残り、結婚を妨げられたり、就職で不平等に扱われたり、日常生活で差別を受けるなどの問題が続いているのです。

これまで同和問題の解消に向けて積極的な取り組みを進めてきた結果、住環境の整備などにより「実態の差別」の中の物的な基盤整備は大きく改善されました。

しかし、「心理的差別」は依然存在しており、結婚問題を中心に根強い差別意識が残っています。

さらに、インターネットなどのメディアを利用した差別的な情報の掲示、流布といった新たな問題も発生しています。

同和問題は、単に知識として知っていても、それだけでは解決になりません。

身近なことになると、「悪いとはわかっているが、他の人たちがそうなら仕方ない」など、世間体を理由に正しい判断ができなくなります。

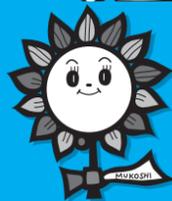
しかし、その考えは結果として差別を助長していることになるのです。

同和問題についての正しい理解を広げるとともに、一人ひとりが人権意識を高め、人権尊重が日常生活に根付いた家庭や地域社会を形成していくことが大切です。



☎市民参画課 (内線291)

くらしの情報



市の催し・サービス情報

教室・文化・芸能などの催し、福祉・教育のサービスなど、市からのお知らせを中心に掲載しています。

- 向日市役所への電話でのお問い合わせは、☎931-1111(代表番号)にお掛けください。担当課におつなぎします。
- 向日市役所へのファクスはFAX922-6587、郵便物は〒617-8665 向日市役所、電子メールはinfo@city.muko.kyoto.jpにお送りください。
- ※ファクス、郵便物、電子メールには、市役所のどこの課(担当課名)宛てかをお書きください。
- 参加費などの記載がないものは、無料でご参加いただけます。

☎=お問い合わせ、HP=ホームページアドレス

催し情報

■ 講座・教室

環境市民講座「カドタ式生ごみ堆肥化講習会」～土のう袋堆肥で野菜も地球もよろこぶ土に！

家庭から出る生ごみを堆肥にして、おいしい野菜を作りながらごみを減らす、地球にやさしい生活を始めてみませんか。

- 日時/3月29日(木) 午後1時30分～3時30分
- 場所/市民会館
- 講師/門田幸代さん(「カドタ式」土のう袋堆肥づくり考案者)
- 定員/50人
- 持ち物/筆記用具
- 申込み/3月26日(月)までに電話で、環境政策課(内線232)へ。

■ 天文

天体観望会「惑星と春の星座」

- 日時/4月14日(土) 午後7時～9時(雨天・曇天時は、プラネタリウム室での星空解説のみ)
- 場所/天文館
- 申込み/4月3日(火)までに、天文館にある申込書に必要事項を記入の上、郵便はがきを添えて受付へ。往復はがきでも申込み可(4月3日必着)。中学生以下の方は保護者同伴。1枚で5人まで記入可。定員(40人)を超えたときは抽選。

↓往信用(表) ↓返信用(裏)・・・何も書かないでください

617-0005	向日市向日町82の1	観望希望日(4月14日)
向日市天文館係	代表者住所・氏名	代表者電話番号
	代表者住所・氏名をお書きください	全参加者氏名・年齢(※5人まで)

☎天文館☎935-3800、FAX935-4380

■ 文化・芸能

青少年健全育成「市民ふれあいコンサート」

- 日時/3月20日(祝) 午後1時30分～
- 場所/市民会館ホール
- 出演/勝山・西ノ岡・寺戸各中学校吹奏楽部、向陽・京都西山各高等学校吹奏楽部、京都管楽合奏団「ARTY BEARS」
- ☎教育委員会 生涯学習課(内線835)

■ 福祉

聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者のためのいきいきサロン 体を動かそう!「太極拳」

- 日時/4月5日(木) 午後1時30分～3時30分
- 場所/福祉会館
- 講師/釘持久子さん、スタッフ2人(長岡京市太極拳協会)
- 対象/聴覚障がい者(手帳なしでも参加可)
- 持ち物/動きやすい服装、上靴(運動靴)、タオル
- 申込み/3月30日(金)までに、電話またはファクス、電子メールで、向日市社会福祉協議会 障がい者地域生活支援センター(☎932-1990、FAX933-4425、電子メール chiiki@muko-shakyo.or.jp、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)へ。手話通訳・要約筆記あり。

■ スポーツ

おさらいトレーニング講習会

時間中、職員がトレーニング室にいます。トレーニングの方法や器具の使い方などをお尋ねください。

- 日時/3月29日(木) 午前10時～正午
- 場所/市民体育館
- 対象/市民体育館のトレーニング室登録証をお持ちの方
- 持ち物/トレーニング室使用料(300円)、登録証 ※登録証を紛失された方は、再発行します。顔写真(3cm×2.5cm)と発行のための費用(300円)をあわせてお持ちください。
- ※事前申込み不要。直接、市民体育館へ。
- ☎市民体育館☎932-5011、FAX934-1657

トレーニング講習会

- 日時/○4月6日(金) 午前10時～11時
○4月11日(水) 午後1時30分～2時30分
○4月21日(土) 午後1時30分～2時30分
○4月26日(木) 午後7時～8時
- 場所/市民体育館
- 対象/18歳以上の方各5人(21日のみ25人)
- 持ち物/登録料(1,000円)、顔写真(3cm×2.5cm)
- 申込み/3月25日(日) 午前10時から、直接、市民体育館へ。定員になり次第締め切り。

ストレッチ&トレーニング講座

ストレッチや器具を使っての軽い筋力トレーニングで体をほぐします。

- 日時/4月19日(木) 午後1時30分～2時30分
- 場所/市民体育館
- 対象/16歳以上の女性12人
- 参加費/500円
- 申込み/3月16日(金) 午前10時30分から電話で、市民体育館(☎932-5011)へ。定員になり次第締め切り。申込みが4人以下の場合、開催中止。

参加してね ワイワイフェス

ワイワイ会員の方も会員以外の方も、キンボールとカレーを楽しんでください。

- 日時/4月15日(日) 午前9時～午後0時30分
- 場所/第5向陽小学校 体育館

うす着になる前にシェイプ「ベリーエクササイズ教室」

ベリーダンスの要素を取り入れたエクササイズです。お腹や腰をたくさん動かし、楽しく踊りながら体幹を鍛えていきます。

- 日時/4月10日(火)、17日(火)、24日(火)、時間はいずれも午後7時～8時
- 場所/市民体育館
- 対象/16歳以上の女性12人
- 参加費/2,400円(全3回)
- 申込み/3月16日(金) 午前10時から電話で、市民体育館(☎932-5011)へ。定員になり次第締め切り。申込みが4人以下の場合、開催中止。

ゆめパレアむこう 各種教室

■ やさしいヨガ

呼吸法や座位中心のポーズにより心身をリラックス。初めてヨガをされる方にもお勧めのクラス。

- 日時
①火曜日クラス…4月10日(火)から毎週火曜日の全10回、時間は午後0時15分～1時15分
②土曜日クラス…4月7日(土)から毎週土曜日の全10回、時間は午前11時～正午
- 定員/①、②とも5人
- 参加費/10,500円

■ からだスッキリ&キレイヨガ

太陽礼拝や立位のポーズでしっかり体を使ってリフレッシュ。ヨガの経験がある方にお勧めのクラス。

- 日時
①火曜日クラス…4月10日(火)から毎週火曜日の全10回、時間は午後1時30分～2時45分
②土曜日クラス…4月7日(土)から毎週土曜日の全10回、時間は午後1時～2時15分
- 定員/①、②とも5人
- 参加費/15,500円
- 持ち物/ヨガマット(お持ちでない方には販売します)

■ 背骨&骨盤から身体キレイに

～ジャイロキネシス～

体が硬い方・高齢の方でも安心な、椅子に座ってのエクササイズ。骨盤・背骨をしなやかに動かすことで、肩こり、腰痛、冷えなどの悩みが解消できます。

- 日時/3月23日(金)、30日(金)、時間はいずれも午後2時～3時30分
- ※どちらか1日だけでも参加できます。
- 定員/12人
- 参加費/1回1,500円

□ いずれの教室も □

- 場所/ゆめパレアむこう
- 申込み/直接または電話で、ゆめパレアむこう(☎934-7770、休館日を除く午前9時～午後10時)へ。定員になり次第締め切り。

- 内容/キンボール体験、振る舞いカレー
- 定員/70人
- 申込み/電話で、向日市スポーツ文化協会(☎932-5011)へ。ワイワイ開催時にも受け付けます。定員になり次第締め切り。
- ※詳しくは、お問い合わせください。

■ キンボールとは ■

直径122cm、重さ1kgもある大きなボールを使って、1チーム4人、3チームに分かれて行うスポーツです。

小学生からシニア層まで、あらゆる年齢層の方が集まり、未経験者でも気軽に楽しめる生涯スポーツとして広がっています。



■そのほかの催し

向日町競輪場の「朝市」

「むこう愛菜市」出店の農家が、栽培した新鮮な野菜などを直売します。

売り切れ次第終了。

●日時／3月25日(日) 午前10時～

●場所／向日町競輪場内 第1投票所前

●主催／向日町競輪場

●協力／向日市

※「むこう愛菜市」に出店していただける向日市の農家の方を募集しています。

☎産業振興課(内線238)



サービス情報

■税

固定資産税の縦覧

平成24年度土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。市内にある土地・家屋の評価額などを確認できます。

●期間／4月2日(月)～5月31日(木) 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝休日を除く)

●場所／税務課 固定資産税係

●縦覧できる方／納税義務者本人か納税管理人および代理権を有する代理人(委任状が必要)

●縦覧に必要なもの／印鑑、前年度の納税通知書(ない場合、縦覧する方本人であることが確認できるもの)

※評価額に不服のある場合、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。期間は4月2日から納税通知書の交付を受けた日の60日後までです。

☎税務課 固定資産税係(内線225、255)

■医療

障がい・母子・老人(65歳以上70歳未満)の方が病院にかかった場合の福祉医療制度

障がい・母子(自己負担分を公費で助成)・老人(1割または3割負担)の医療制度を受けることができるのは、次のいずれかに該当する方です。いずれも本人、配偶者、扶養義務者に所得制限があります。

申請には健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳(お持ちの方のみ)が必要です。

●障がい者医療／65歳未満の方、65歳以上で後期高齢者医療の被保険者でない方で、

①身体障害者手帳1・2級の方

②療育手帳A判定の方

③身体障害者手帳3級で市民税非課税世帯の方

●母子医療／平成24年3月31日現在で18歳(高校卒業)までの母子家庭の児童とその母親

●老人医療／65歳以上70歳未満の方で、

①一人暮らしの方

②老人世帯の方

③所得税非課税世帯の方

●重度心身障がい老人健康管理事業／65歳以上の後期高齢者医療の被保険者で、

①身体障害者手帳1・2級の方

②療育手帳A判定の方

③身体障害者手帳3級で市民税非課税世帯の方

☎医療保険課 福祉医療係(内線342、334)

「京都子育て支援医療費受給者証」返却のお願い

■平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれのお子さんがある保護者の皆様へ■

京都子育て支援医療費受給者証の有効期限は3月末までです。来月以降は使用できませんので、お持ちの方は、医療保険課 福祉医療係へ返却をお願いします。郵送可。

☎医療保険課 福祉医療係(内線334)

■国民健康保険

国民健康保険被保険者証が変わります

現在使用されているカード型の被保険者証(クリーム色またはうぐいす色)は、3月31日有効期間が切れ、4月1日から使えなくなります。



新しい被保険者証は、一般被保険者の方は「あさぎ色」、退職被保険者の方は「藤色」となります。

3月中旬から下旬にかけて、世帯の被保険者全員分を世帯主の方へ簡易書留で送付いたします。4月1日以降は新しい被保険者証を医療機関の窓口へ提示してください。

■有効期限について■

有効期限は、平成26年3月31日です。ただし、期限までに75歳に到達する方(後期高齢者医療制度に加入)は75歳の誕生日の前日が有効期限となります。

※4月1日までに新しい被保険者証が届かない、足りない、記載内容に誤りがある場合は、お手数ですが医療保険課へご連絡ください。また、資格などに変更がある場合は、届け出てください。※保険料を滞納されている世帯については、通常の被保険者証が交付できない場合がありますので、保険料の納付をお願いします。

☎医療保険課(内線326、332)

■人材募集

平成24年度第1回京都府警察官、一般職員採用試験

●試験日／5月13日(日)

●申込み受付期間／インターネット受付は、4月6日(金)まで。郵送受付は、4月13日(金)まで。

※平成24年10月採用分と、平成25年4月採用分があります。受験資格など、詳しくはお問い合わせください。

☎京都府警察本部 警務課 採用係 ☎415 - 3140 またはフリーダイヤル ☎0120 - 555 - 314

採用試験テレホンサービス ☎414 - 3409

HP <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/>

ご利用ください 納付相談窓口

国民健康保険料の納付相談窓口を夜間や休日に開設します。期限内に納付が困難な場合や一括納付が難しいときは分割納付もできますので、納付計画をお考えの上、相談してください。職場の健康保険加入者で国保の喪失届をしていない方は、職場の健康保険証、国民健康保険証、印鑑を持参し、手続きにお越しください。

■夜間納付相談■

●日時／3月15日(木)、16日(金) 午後5時～8時

■休日納付相談■

●日時／3月18日(日) 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

※場所はいずれも医療保険課(市役所別館1階)

■そのほかのお知らせ

森林所有者届出制度 4月からスタート

昨年4月の森林法改正に伴い、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

●届出対象者／個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

●届出期間／土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

●届出事項／届出書には、届出者と前所有者住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※詳しくは産業振興課 農政係(内線238)または京都林務事務所 林務課(☎451 - 5724)までお問い合わせください。

ひなを拾わないで

毎年、春から初夏は野鳥の子育ての季節です。野鳥のひなは、上手に飛べない状態で巣立つことが多く、そのようなひなでも多くは親鳥が食べ物を運んだり安全な場所へ導いたりして育てている最中です。

このようなひなを迷子だと思って拾ってしまうと、親鳥から引き離してしまうことになりかねません。ひなのいる場所が自動車の通行などで危険と思われるときは、近くの茂みなどの安全な所に移動してあげてください。

なお、ひながけがをしている場合は、産業振興課(内線238)へご連絡ください。

平成24年度「道路ふれあい月間」推進標語募集

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護活動の推進に努めています。その一環として、平成24年度「道路ふれあい月間」推進標語を広く募集します。

詳しくは、国土交通省のホームページ(http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000235.html)をご覧ください。

●募集期間／3月30日(金) 必着

●応募資格／小学生以上

☎国土交通省道路局道路交通管理課総務係 ☎03 - 5253 - 8111

□3月は国民健康保険料徴収強化月間□

国民健康保険の医療費は、年々増加傾向にあります。今年度の医療費は、前年の同時期と比べ大きく伸び、国保事業の運営が厳しい状況にあります。

市は、強化月間の3月、市民負担の公平性と国民健康保険の大切な財源である保険料収入の確保に努めます。保険料の納付には、安全で便利な口座振替をご利用し、期限内に納めてください。納付相談期間中、お仕事などで日中留守の方には、夜間や休日に電話や訪問で納付をお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

☎医療保険課 保険料収納係(内線325、330)

市民の情報掲示板



市民の皆様などから寄せられた情報を掲載しています。掲載については秘書広報課(内線240)へお問い合わせください。
※参加費などの記載がないものは無料です。

シベリア強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。まだ請求されていない方は平和祈念事業特別基金までご連絡ください。

●対象／平成22年6月16日にご存命で、日本国籍を有する方(同日以降に亡くなられた方は相続人が対象)

●請求受付／3月31日まで(消印有効)

☎独立行政法人平和祈念事業特別基金 事業部
☎0570 - 059 - 204 (ナビダイヤル、IP電話・PHSからは☎03 - 5860 - 2748、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時)

広告

京都府警察広報センター リニューアルオープン

見学は電話でご予約ください。センター内を自由に見学いただけます。ご案内もしています。

●開館日時／平日の午前9時30分～午後5時(年末年始を除く)

●場所／京都市上京区新町通下立売上ル 京都府警察本部110番指令センター1階

●電話／☎451 - 9111

こうほう じょうほう

◆お届けします「広報むこう」

市が発行している広報紙「広報むこう」は、毎月1日と15日に、京都新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞の朝刊5紙の新聞折り込みで配布しています。これらの新聞をとっておられない方には、秘書広報課から広報紙を直接送付していますので、直接またはお電話などでお気軽にお申し出ください。

□メールマガジンで最新情報をお届けします

広報紙発行に合わせ、毎月1日と15日に、最新情報をメールでお届けします。登録は、市ホームページの「広報媒体」から「メールマガジン」へお入りください。

◆「声の広報」が必要な方はご連絡を

市は、「広報むこう」(毎月1日と15日発行)の内容をカセットテープに吹き込んだ「声の広報」を配布しています。

目の不自由な方など「声の広報」を必要とされている方がおられましたら、秘書広報課へお知らせください。

※「声の広報」は、朗読ボランティア「ともしび」の皆様によって作成されています。

◆ご利用ください「市民の情報掲示板」

広報むこうの「市民の情報掲示板」では、市民の主催する催しやクラブ・サークルの会員募集などの案内を掲載しています。

掲載をご希望の方は、掲載希望の「広報むこう」発行日の1か月前までに、原稿とともに「市民の情報掲示板掲載申請書」を秘書広報課へご提出ください。申請書は秘書広報課で配布しています。また、向日市ホームページからもダウンロードできます。

◆広報むこうに広告を掲載しませんか

市は、広報紙面の充実と新たな自主財源の確保、また地域経済の活性化を図るため、「広報むこう」に掲載していただける有料広告を募集しています。

●広告の規格・広告掲載料(1回あたり)

種別	寸法	広告掲載料
1号広告	縦55mm×横60mm	10,000円
2号広告	縦55mm×横124mm	20,000円
3号広告	縦55mm×横250mm	40,000円
4号広告	縦85mm×横250mm	60,000円

※掲載可能な号など詳しくは、秘書広報課へお問い合わせください。

☎秘書広報課(内線240、FAX922-6587)
HP <http://www.city.muko.kyoto.jp/>

届いていますか「きょうと府民だより」(京都府広報紙)

毎月1日に京都府が発行している「きょうと府民だより」は、向日市にお住まいの皆様へは、各ご家庭の郵便受けなどに直接お届けしています。

配布期間は毎月1日とその前後3日間です。届いていない場合などはご連絡ください。

また、府内在住の視覚障がいの方を対象に点字版、文字拡大版、テープ版、デジ版も発行しています。ご希望の方は京都府広報課までご連絡ください。

「きょうと府民だより」は、京都府ホームページ(HP <http://www.pref.kyoto.jp/koho/dayori/>)からもご覧いただけますのでご利用ください。

☎京都府 広報課 ☎414-4074、FAX414-4075

西国街道 ひな人形めぐり

まち歩き

形を納めた木箱には安政五(一八五八)年と墨書されている。と一緒に展示されている有職ひなも江戸期の作で新婚びなともいわれ、男びな(お内裏様)の髪幅(二つの輪が下がる前髪)と女びな(お雛様)の濃き袴(紫に近



▲パッチワークびな
▲ペットボトルびな

や店のお客さんがパッチワークで作ったひな人形、絵手紙びな、剪画びな、木製積み木のひな人形などアイデアと知恵を凝らした、変わりびなも多々あった。ひな祭りの起源は諸説あり、

はつきりしないが、桃の節句といわれるように端午の節句と並んで、子女の厄よけのための守りびなとして飾られるようになったという。男びなと女びなは左右どちらに位置するかは、地域によって異なるといわれてきたが「西国街道」では両方あった。子の健やかな成長を祈る心は左右いずれでも変わらないのだろう。

風情醸す節句の心

厳寒から春の訪れを感じさせる「桃の節句」の前後、向日市内で「西国街道ひな人形めぐり」が催された。二十二年の商店などのウインドーに江戸時代から、明治、大正、昭和、そして平成のひな人形が飾られ、温かい心も添えられた。それをめぐった。

最も古いとみられる「古今雛」(中小路家住宅)は人い紅色)が特徴的。また、天井・屋根のない御殿の中にひな人形を飾る源氏枳飾りや大正期の古今雛、昭和の段飾りびなも目立つ。こうした伝統や歴史のあるひな飾りにまじって、現代の手作りのひな人形も存在感をみせた。ボトルのふたに顔を描き、特別に作った衣装を着せたペットボトルびな



▲段飾りのひな人形



消費者トラブルにご用心

「投資被害を取り戻してあげる」と電話があった…信用できる?

相談事例

数年前に未公開株や社債などの投資で大きな損をしたことがある。最近、「過去の投資被害を取り戻してあげる」と頻繁に電話がかかってくるが、信用できるか。

アドバイス

過去に未公開株や社債などの投資によって被害を受けた消費者を狙った勧誘が増えており、過去の被害を回復したいという消費者の心理につけ入るなど業者の勧誘手口が巧妙化しています。投資取引にかかわる業者や公的機関、法律事

務所などの名をかたって、あたかも被害回復できるかのような説明をし、取り戻すための手数料や調査費用などを求めたり、新たな金融商品の契約を勧めてくるというものです。

手数料などを支払っても、実際には被害回復されることなく、最終的に業者とは連絡が取れなくなるなど、また新たな被害を受けてしまいます。

このような怪しい話には絶対に耳を貸さないでください。過去に投資被害に遭ったことのある方は、「以前はひっかかったが、今回は大丈夫」と油断せずに特に注意してください。万一契約したり、怪しいと思うことがあれば、すぐに相談窓口(☎931-8168)までご連絡ください。

■一人で悩まず消費生活相談へ■

●相談日時

○毎週月・水曜日、午前9時～正午、午後1時～4時

○毎週火・木・金曜日、午後1時～4時

※祝日を除きます。

●相談場所/相談室1(市役所本館1階)

☎消費生活相談専用電話 ☎931-8168

■土・日曜日、祝日の消費生活電話相談■

緊急を要するクーリング・オフや架空請求などに対する助言を行っています。

(京都府・京都市の共同事業)

●相談日時/土・日曜日、祝日の午前10時～午後4時(年末年始を除く)

☎257-9002(電話相談のみ)



お問い合わせ 環境政策課 市民安全係(内線235、249)